

答弁書第五号

内閣参質一八九第五号

平成二十七年二月三日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員中西健治君提出補正予算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員中西健治君提出補正予算に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十六年年度一般会計補正予算（第一号）においては、歳出予算として、法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うため必要な予算の追加を行うものについては約一兆千七百八十九億円、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出を行うため必要な予算の追加を行うものについては約三兆七千二百七十一億円を計上している。また、予算作成後に生じた事由に基づき債務の負担を行うため必要な予算の追加を行うものについては、国庫債務負担行為の追加を行う約四千三百六十六億円等を計上している。

平成二十六年年度特別会計補正予算（特第一号）においては、歳出予算として、法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うため必要な予算の追加を行うものについては約一兆千五百二十二億円、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出を行うため必要な予算の追加を行うものについては約六兆八千九百四十億円を計上している。また、予算作成後に生じた事由に基づき債務の負担を行うため必要な予算の追加を行うものについては、国庫債務負担行為の追加を行う約百十六億円等を計上して

いる。

二について

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十九条第一号に規定する予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出とは、予算作成時に予見し得なかつた事態への対処に当たり、当年度の補正予算に計上して執行することが必要な経費の支出であると理解している。